

『野焼き』についてご理解とご協力をお願い

廃ビニールやプラスチック類などの焼却は、ダイオキシンを多量に発生させ、環境への悪影響や人体への健康被害が及ぶ恐れがあるため、禁止されています。また、小型焼却炉・ドラム缶など法律で定められた基準を満たさない焼却設備、焼却方法での廃棄物の焼却も禁止されています。

■違反した場合

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方。法人は3億円以下の罰金が科されます。

■よく寄せられる苦情の内容

煙が入るので窓が開けられない・洗濯物においが移る・煙を吸って『のど』が痛い・煙が交通の妨げになっているなど

※苦情などがあった場合には、町職員が現場、事情を確認する場合があります。

■野焼き禁止の例外

・焚き火などの軽微なもの
・農林業または漁業を営むためのやむを得ない燃焼行為

※ただし、住宅密集地では控え、生草木などは乾燥させる・少量に分けて燃やす・風向きや時間帯に配慮する・農業用の廃ビニールは燃やさない・一緒に家庭ごみを燃やさないなど注意しましょう。

■問合せ先

町民福祉課 環境係 ☎ 52-5810
柳井環境保健所 ☎ 22-3631

『ふるさと納税』の呼びかけにご協力を

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

『ふるさと納税』は、田布施町に親しみを感じる人に、『がんばれ田布施』の想いを寄附金というかたちでお寄せいただくことで、福祉・教育などのまちづくりを応援していただくものです。

町内からのご寄附にはお礼の品をお返しできませんが、町外にお住まいのご親戚やお知り合いの人に、呼びかけていただくと幸いです。詳細は、お問い合わせください。

■ふるさと納税のメリット

①寄附金の使途を選べます

皆さまの意志を『寄附』というかたちで町政に反映させることができます。

②住民税などが控除される場合があります

確定申告やワンストップ特例などにより寄附額を申告することで、住民税などが控除される場合があります。

寄附による税額控除の仕組みは、お近くの税務署または税務課（☎ 52-5804）にお問い合わせください。

③寄附額に応じたお礼の品を贈呈します

お礼の品の種類・内容は、インターネットサイト『ふるさとチョイス』『楽天ふるさと納税』『さとふる』『auPAY ふるさと納税』『セゾンのふるさと納税』をご覧ください。寄附に対する様々なお礼の品を準備しています。

▶ 田布施町ふるさと納税
ホームページ QR コード



企業版ふるさと納税をいただきました

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

広島市安佐南区に本社を置き、太陽光発電パネル設置などを行っている株式会社ジラフ・コーポレーションから、企業版ふるさと納税をいただきました。この寄附を『田布施町まち・ひと・しごと創生推進事業』の推進のために活用させていただきます。

◇企業版ふるさと納税

地方自治体が実施する地方創生に関する取り組みを支援するため、町外の企業が寄附する制度です。本町での企業版ふるさと納税は初めてとなります。